

第 26 回 大阪市環境審議会 会議録

- 1 日 時 平成 22 年 2 月 1 日 (月) 午後 6 時 00 分 ~ 午後 8 時 10 分
- 2 場 所 大阪市環境局 第 1 ・ 2 会議室
- 3 議 題

【審議事項】

- (1) 「大阪市環境基本計画の改訂について」及び「今後の地球温暖化対策のあり方について」(「計画策定部会」 「温暖化対策検討部会」 報告)

【報告事項】

- (1) 「傍聴要領」の改正について
- (2) 大阪市環境白書 (平成 21 年度版) 報告について

4 出席委員 16 名 (欠は欠席者)

会長	池田 有光	委員	中野 加都子
会長代行	榎村 久子		西村 伸也
委員	池田 裕一		花田 眞理子
	欠 上田 真喜子		原田 智代
	大久保 規子		福永 勲
	川嶋 松成		南 克昌
	岸本 薫	欠	村松 昭夫
	欠 武田 温裕		山口 克人
	塚口 博司		山崎 誠二
	欠 土山 勝保		山本 修子

司会 それでは定刻がまいりましたので、只今から第 26 回大阪市環境審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日、司会を担当させていただきます環境局環境施策部環境計画担当の西田でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員のご出席でございますが、総員 20 名中、14 名ご出席いただいております。過半数の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本審議会規則第 7 条第 2 項の規定に

よりまして、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日は、傍聴者の方にお越しいただいておりますので、傍聴者の皆様には、予めご説明させていただいております傍聴要領に基づきまして、お静かに傍聴いただくようお願いいたします。

それでは、冒頭、檜垣環境局長からご挨拶を申し上げます。

檜垣環境局長 大阪市環境局長の檜垣でございます。委員の皆様方には、ご多忙のところ、また、大変遅い時間からの開催にも関わりませずご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から、本市環境行政の推進に、ご指導・ご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

本市では、一昨年、そして、昨年の審議会におきまして、今後の地球温暖化対策のあり方と環境基本計画の改定につきまして諮問いたしました。審議会におかれましては、それぞれについて部会を設置されまして、精力的な検討を進めていただき、本日、その取りまとめの運びとなったということでございます。短期間のうちに、2つの大きな課題につきまして、検討いただきましたことにつきまして改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

地球温暖化をはじめとする環境問題につきましては、国際的にもますます大きな問題となっております。昨年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催されました「COP15」でも、京都議定書に代わる新たな温室効果ガス排出削減の枠組みの合意には至りませんでした。しかし、「世界の気温上昇を2度以下に抑える」ということが「コペンハーゲン合意」に示されるなど、地球温暖化問題への対応の重要性が確認されたものと考えておるところでございます。

環境問題を取り巻く状況は、今後も国内外で大きく動くことが予想されます。委員の皆様方には、引き続きのご支援・ご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 それでは、議事に入らせていただく前に、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきたいと存じます。

お手元に委員名簿及び配席図をお配りしてございますけれども、正面、池田会長のお席から見て右側手前の座席に着座いただいております委員の方よりご紹介申し上げます。

池田裕一（いけだひろかず）委員でございます。

大久保（おおくぼ）委員でございます。

川嶋（かわしま）委員でございます。

岸本（きしもと）委員でございます。

塚口（つかぐち）委員でございます。

西村（にしむら）委員でございます。

花田（はなだ）委員でございます。

池田有光（いけだゆうこう）会長でございます。

原田（はらだ）委員でございます。

福永（ふくなが）委員でございます。

南（みなみ）委員でございます。

山口（やまぐち）委員でございます。

山崎（やまざき）委員でございます。

山本（やまもと）委員でございます。

本日、ご出席の委員の先生方は以上でございます。

また、本市側の幹事としまして、お手元の配席図のとおり、関係局の局長等が出席させていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

まず、1枚目ですけれども「本日の審議会の次第」A4、1枚もの、次に「大阪市環境審議会委員名簿」A4、1枚もの、次に本日の「配席図」A4、1枚ものでございます。次に資料1「大阪市環境基本計画の改定について 大阪市における今後の地球温暖化対策のあり方について」、次が資料2「大阪市環境審議会傍聴要領の改正について」、資料3といたしまして「大阪市環境白書の説明資料」をお配りしております。また、参考資料ではございますけれども、A4、1枚もので裏表でございますけれども「執行機関の附属機関に関する条例（抄）」及び「大阪市環境審議会規則」並びに「大阪市環境白書」というオレンジ色の冊子をお配りしておると存じます。

資料の方は以上でございますけれども、お揃ひでございますでしょうか。

それでは、議事の方に入らせていただきたいと存じます。議事の進行につきましては、池田会長にお願ひしたいと存じます。

それでは池田会長、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

池田会長 池田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様方には、非常にお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の議題は、一昨年、そして昨年の環境審議会で諮問を受けました「大阪市環境基本計画の改定について」及び「今後の地球温暖化対策のあり方」についてでございます。この1年間、「計画策定部会」並びに「温暖化対策検討部会」でご議論いただきましたので、その報告を受

けたいと存じます。

この他にも、報告事項としまして「傍聴要領の改正について」と平成 21 年度の「大阪市環境白書」の説明がございますので、議事進行にあたりましては、要点をまとめて説明・報告、また質疑につきましてもご協力いただきたいと思います。

それでは、「大阪市環境基本計画の改定について」及び「今後の地球温暖化対策のあり方」についての部会報告を、一括して計画策定部会の福永(ふくなが)部会長からお願いいたします。

福永委員 計画策定部会長を仰せついております福永でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは座らせていただきます。

それでは、両部会を代表して報告させていただきます。詳細につきましては、後ほどまた事務局からご説明いただくことにしまして、私のほうは概略を報告させていただきます。

先ほど会長からもありましたように、当審議会では、平成 20 年の 11 月 12 日に「今後の地球温暖化対策のあり方について」、また 21 年 1 月 21 日に「環境基本計画の改定」について、大阪市長から諮問を受けました。諮問を受けまして、審議会といたしまして「今後の地球温暖化対策」のうちの当面の取り組みについては、昨年中間報告を行いまして、残る中長期的な地球温暖化対策につきましては「温暖化対策検討部会」を設置し、また、新たな環境基本計画の策定については「計画策定部会」を設置して検討を進めてまいりました。

しかし、新しい環境基本計画では、温暖化対策が中心になる、あるいは両部会の検討事項が密接にかかわってくるということで、両部会を合同で開催することといたしまして、今、ご紹介ありました資料につきましても、第 1 部では新しい環境基本計画について、第 2 部では今後の地球温暖化対策についてとして、取りまとめてございます。

そして、資料 1 の目次をめぐっていただきますと、第 1 部では「大阪市環境基本計画(仮称)について」ということで、この検討にあたりましては、特徴として、市域の環境の状況や国の CO₂削減目標、あるいは対策の検討状況に、特に「環境と経済の好循環」と言う視点を加えたことが特徴です。

こうした経済とのかかわりの視点は、これまで大阪市の環境計画には無かったものと思えます。部会報告では、太陽光発電などを通して、低炭素化、経済の活性化を図ることなど示しております。

次に、「今後の環境政策について」というところでは、目次にありますように、「1 低炭素社会の構築」「2 循環型社会の形成」「3 快適な都市環境の確保」としまして、これらを「4」として、市民の参加と協働のもとで環境先進都市の実現を目指すことが適当であると

提言しております。

さらにページをめくっていただきますと、第2部として、地球温暖化対策の実行計画ということで2に温室効果ガス排出状況、あるいは3番に、市域における排出削減の取り組み、あるいは4、その仕組みづくりを検討いたしました。そして、国の地球温暖化対策の法制化の動向を踏まえまして、排出量取引制度を市域の温室効果ガス排出削減に効果的に活用できるように準備しておくことなどを提言しました。結論的には、中長期的な市域の温室効果ガスの削減目標といたしまして、国が中期目標の検討に用いた条件などを、市域に適用したときの効果を推計して、2020年度までに1990年比で25%削減することを提案しております。

約10回の部会を重ねまして、そのたびごとに部会の委員の先生方から多方面にわたる意見をいただきまして事務局でまとめていただきました。事務局のご苦勞には大変敬意を表したいと思っております。ただ、本日の審議会全体としては、今日初めての報告ですので、部会委員の先生方の方で、特に重視した点などご意見として改めて述べていただければ、部会でどんなふうな論議をやったのかなというのが、よくわかっていたのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

私からはこれぐらいにして、あと事務局から詳しい説明をお願ひいたします。

池田会長 どうもありがとうございました。それでは事務局から本文について詳しい説明をお願ひいたします。

馬越環境計画担当課長 事務局を担当しております、環境局環境計画担当課長の馬越でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、部会報告につきまして、座って説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、先ほど福永部会長のほうからも少しございましたけれども、資料1の部会報告ということでご覧いただきたいと思っておりますが、表紙めくっていただきまして、目次となっております。審議会では2つの諮問を受けておりまして、部会報告といたしましてはこの1冊ということになってはいますが、内容といたしましては2部構成にしております。第1部で「新しい環境基本計画のあり方」ということで、新しい環境基本計画をどういう考え方で作っていくのかとか、今後の環境政策でどういったことを目的にしていくのかといった観点からの検討の内容をまとめております。

また、この目次の裏面でございます第2部では「大阪市地球温暖化対策実行計画について」ということで、これが今後の大阪市の地球温暖化対策のあり方ということですが、この

中で、市の今後の温室効果ガスの削減目標、あるいは温室効果ガスを削減するための具体的な取り組みをまとめております。

それでは、1ページから順に、どういうことを検討してきたかということで説明させていただきます。

まず、1ページでございますが、ここでは、「はじめに」ということでございまして、この間の経過を中心にまとめております。具体には、上段、1つ目の段落、2つ目の段落あたりで、大阪市では、これまで環境基本計画に基づき環境施策を進めてまいりまして、その取り組みにより、一定の環境の改善効果がありましたことを記載しております。

しかし、その次の3つ目の段落のところから書いておりますように、現在は地球温暖化問題が深刻になっておりまして、今後CO₂などの温室効果ガスの大幅な削減が必要となっておりますこと、それから、我々の暮らしに様々な恵みをもたらしている生物多様性への対応、こういったものも重要になっている、そういったことをまとめております。

こういったことから、審議会では先ほどの2つの諮問というのを大阪市から受けて、温暖化対策検討部会と計画策定部会、2つの部会を作りまして、検討を進めてまいりまして、この報告書をまとめたということ、中段以降のところを書いております。

次に2ページをご覧いただきたいと思っております。

ここからが第1部ということで、新しい環境基本計画についてということで、環境基本計画の改訂につきましての部会での検討内容をまとめたものとなっております。

まず、このページでは、現在の大阪市の環境基本計画、「現計画」と呼ばさせていただきますけれども、この「現計画」につきまして内容等をお示ししております。

まず、具体には、この2ページの上段で、環境基本計画の策定の根拠となっております「大阪市環境基本条例」について、まず触れております。そして、2ページの下段から「現計画の基本方針」ということで3ページの上段にかけてお示ししておりますけれども、現在の計画は、3ページの上の方、点線の囲みの中にございますように、快適・地球環境・循環・協働の4つを基本方針として施策を進めていることを書いております。

それから、3ページの下段でございますけれども「現計画の対象」ということで、非常に幅広い対象になっておりまして、都市環境から自然環境、地球環境まで対象にした計画ということをお示ししております。

それから4ページへいっていただきまして、1番上(3)のところでございますが、「現計画の期間」で、現計画につきましては平成22年度、来年度までの計画ということをお示して

おります。

それから次、5ページへいっていただきまして、こちらでは「現計画の成果と課題」をまとめております。現計画を最初に作りましたのは平成8年度だったんですけども、それ以降、現在までどういった環境改善の成果などがあつたのかということで、ここで主なものをまとめております。左の方、1番上、「快適」というところがございますが、例えばその「快適」のすぐ下のところ、「自排局 二酸化窒素 環境基準適合状況」というところがございます。ここで11分のゼロと書いておりますのは、各年度において、測定局のうち、いくつかの測定局で環境基準に適合したかということで、この「11」というのが測定局数なんですけれども、その上の「0」とか「3」とか「11」というのが環境基準に適合した局数でございまして、平成9年度はまったく適合できていなかったのが、20年度につきましてはやっと全局で適合したと、こういった状況になってきております。

他にも、自排局・二酸化窒素の適合状況の下に、水質の状況ということでBOD、CODという指標についてお示ししておりますけれども、こういったものにつきましても改善が進んでいる状況をお示ししております。

こういうふうには改善が進んできたものもありますが、右にいていただきまして、「残された課題」ということでいくつかお示ししております。

先ほど水のところでも申しましたように、まだ全ての環境基準の達成にはいっていないという問題、その他ヒートアイランドの問題等、改善されていないものもございます。

それから、その下「新たな課題」というところがございますけれども、「低炭素社会づくりに向けたさらなる取り組み」ということで、温室効果ガスの大幅な削減が将来に向けて必要になってきている、それから先ほどの「生物多様性」の問題、それから大気のほうでは新たに微小粒子状物質、「PM2.5」と呼んでおります小さい空気中に浮いている粒子ですけれども、この対策も必要となってきたことが新たな課題となるということでございまして、今後はここに書いてありますようなことも踏まえて新たな計画を作りまして、施策を推進していく必要があることを5ページの図のところでお示ししております。

6ページへいっていただきまして、上段、3の「検討にあたっての基本的な考え方」のところでございます。先ほど福永部会長からございましたけれども、部会では、先ほども説明いたしました残された課題あるいは国の環境対策の検討状況などを踏まえることに加えまして、環境の保全・創造と経済成長をうまく両立させまして、環境と経済の好循環を図ることで持続可能な社会をつくる視点、こういった視点を持って検討を行ったことを記載しております。

中段以降にですね、「大阪市の経済特性等と活用の視点」ということで具体的にいくつかお示ししておりますが、1番上の のところでございますけれども、大阪市は指定都市の中で経済規模が一番大きいということもございまして、環境関連の様々な事業所もあるということで、環境関連産業の発展を通して、持続可能な社会づくりに向けた「環境と経済の好循環」を実現して環境の保全・創造を進める、そういう視点を加えるといったようなことを1つ例的に示しております。

次7ページでございますが、ここからは、新しい環境基本計画、「新計画」と呼ばせていただきますが、「新計画」をどういった考えの下に策定すべきかをお示ししております。

部会では、この7ページの上から4行目のところでございますように、新計画に基づく政策の目的といたしましては、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「快適な都市環境の確保」の3つといたしまして、その実現の手段として「すべての主体」、「すべての市民の方ですとか事業者の方の参加と協働を実現、そして、「環境先進都市」の実現をめざすことが適当という取りまとめとなっております。

それから、「環境先進都市」とは何かということで、かなりご議論いただいたのですが、「環境先進都市像」ということで、この7ページの1番下のところ、二重線囲みで囲っております中に、3つ黒い四角でお示ししておりますけれども、「すべての市民や事業者などが環境に対して高い意識を持ち行動している都市」、「都市の構造が自然との共生に配慮されている都市」、「環境と経済の好循環による持続可能な社会づくりに取り組んでいる都市」こういった都市像が適当ではないかということで意見を取りまとめてございます。

8ページでございますけれども、こちらで「新計画の体系」ということで、体系図をお示ししております。新計画は、この図のような体系、方向性で作り、今後の施策を進めることが望ましいとまとめております。簡単にご説明しますと、左から、環境先進都市の実現に向けまして、先ほどの「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「快適な都市環境の確保」、3つの柱がございまして、そのすべては「すべての主体の参加と協働」、これを実現の手段ということで関連付けております。それから、柱それぞれにつきまして、8ページの体系図でご覧いただいておりますような施策を進めて環境先進都市の実現に向けていこう、取り組んでいこう、そういう体系図になっております。

それから、9ページへいっていただきまして、1番上、(2)の「新計画の対象」のところでございます。計画の対象につきましては、現計画もかなり幅広いものですが、現計画と基本的には同様でいいのではないかというご意見が出てたんですが、ただ、「生態系」を「生物多様性」

という表現に改めるということで、まとめております。

それから、その次(3)の「新計画の期間」でございますけれども、これにつきましては、国が温室効果ガス排出削減の中期目標を2020年ということで今設定しております。それとの整合を踏まえまして、基本的には平成32年度、2020年度を期限とするべきということが意見として出ているということで記載しております。

次に10ページへいっていただきまして、上段、(6)の「重点的取組」のところでございます。新計画の先ほどの3つの政策目的「低炭素社会の構築」と「循環型社会の形成」と「快適な都市環境の確保」、その3つの目的に基づく取り組み、それらが連携して進められるということが重要なんですけれども、部会としては、特にその3つ全てにかかわるような取り組みを、「重点的取組」と位置づけて施策を進めるべきということで、例えば街区レベルでの開発などの際に、より環境配慮が充実されるようにしていこうといったことなどを「重点的な取り組み」ということで今後の施策を進めていけばどうかということで意見が出されまして、こちらでまとめております。

それから10ページ下段の、5の「計画の推進」のところでございますけれども、こちらでは、この5のところの2つ目の段落、「なお・・・」以降のところを書いておりますように、新計画ではできる限り定量的な目標を設定すべきことですか、今後の環境施策は国の方針などによりまして大きく変わる可能性がございますことから、計画に盛り込みました施策につきましては概ね5年ごとに見直すことが適当ということでまとめております。

それから、11ページからが、「今後の環境政策について」ということで、先ほどの「低炭素社会の構築」など、今後の環境政策の目的ごとに、目標ですとか施策の方向性をお示しております。

まず1つ目の「低炭素社会の構築」でございますけれども、中段のところに、「低炭素社会の構築に関する目標」ということでございますが、この目標につきましては国の動きなど非常に流動的な要素も多いということで、新計画の策定まで引き続き検討するのが妥当という条件付きで、2020年までに市域の温室効果ガス排出量を90年比で25%削減することを提言しております。

それから12ページでございますけれども、ここからは低炭素社会の構築のための施策の方向性につきましてお示しております。

低炭素社会の構築のところでは、大きく3つの方向性を示しております、「地球温暖化対策の推進」、「低炭素型の都市づくり」、「CO₂削減の新たな仕組みづくり」を3つの方向性を示し

ているわけなんです、12 ページではこのうちの「地球温暖化対策の推進」をお示ししております。

ここでは上段の「施策の考え方」のところにございますように、民間の建築物ですとか、あるいは公共施設などで低炭素化の取り組みを大幅に拡大するという、この 12 ページの上段のほうにございます「再生可能エネルギーの活用」ですとか、それから下段のところにございます「省エネルギーの推進」、13 ページにいきまして、中段のところにございます「建築物対策の推進」、これは建築物の新築時に適切な対策を進めるといった内容でございますけれども、こういった施策に取り組むこと、それからさらには、14 ページへいっていただきまして、上段のところで示しております「低炭素型ライフスタイルの普及促進」にも取り組むことなどを提言しております。

また、15 ページでは、施策の方向性 2 つ目といたしまして「低炭素型の都市づくり」についてお示ししております。こちらでは、上段の「施策の考え方」のところにございますように、大幅な CO₂ 削減に向けましては、個々の建築物の対策だけではなくて面的な開発におきまして、これまでの社会システムを変革するような街区レベルでの低炭素化の取り組みが必要であることとすとか、それから、「環境と経済の好循環」の視点から持続可能な社会づくりに資する低炭素型産業の育成が必要であることを提言しております。

そういった内容がこの 15 ページのところに示されております。

16 ページへいっていただきまして、中段の「(3) CO₂ 削減の新たな仕組みづくり」のところでございますが、ここでは、東京都で導入予定の排出量取引制度ですとか、新宿区で行われておりますカーボンオフセットを用いた取り組みなどについて触れております。

このうち、排出量取引制度につきましては、政府が今国会に提出予定の「地球温暖化対策基本法案」にも創設の規定がございますが、部会では、17 ページになるんですが、6 行目のところから 2 つ目のポチのところでございますけれども、こちらにございますように、大阪市ではこの間、温室効果ガスの総排出量が減少していることとすとか、あるいは自主的な排出削減を求める条例を整備していないことから市域を対象とするこうした制度の導入については慎重な対応を求める内容になっております。

しかし、その下のポチのところにございますように、こうした制度は中小事業所の排出削減を進めるインセンティブとなる可能性があるということで、大阪市では国の動向を注視しまして、こうした制度を市域の排出削減に効果的に活用できるよう検討、準備する必要がある、そういうことも合わせて提言する内容となっております。

18 ページでございます。こちらからは、「循環型社会の形成」に関することをまとめておりました、具体には一般廃棄物対策ですとか産業廃棄物対策について記載しております。

循環型社会の形成の目標といたしましては、19 ページの上段のところに「循環型社会の形成に関する目標」を書いておりますが、環境審議会とは別に実施されました、大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申等を踏まえまして、大阪市が設定いたしました平成 27 年度の一般廃棄物処理量、これは焼却量でございますけれどもそれを 110 万トンとするという目標を示しております。

そして、この目標達成のための施策の方向性として、中段「(1)一般廃棄物対策の推進」というところでございますが、その下段の「今後の方向性」のところでございますけれども、その2つ目のポチのところでございますように、家庭系ごみのさらなる減量、市内で発生する一般廃棄物の6割を占める事業系のごみの一層の減量の推進、あるいは3つ目のポチのところでございます最終的に排出されたごみの適正な処理処分を行う、こういったことを提言しております。

それから 20 ページへいっていただきまして、産業廃棄物対策についてでございますけれども、こちらにつきましては、中段のところ、産業廃棄物対策の今後の方向性というのがございますけれども、国や大阪府の動向も踏まえまして、新たな減量目標を示すことですとか、減量目標の達成に向けまして発生・排出抑制等の指導を進めること、さらには PCB 廃棄物の早期の適正処理を図ることを提言しております。

それから 21 ページからでございますが、「快適な都市環境の確保」ということで、環境汚染の防止などの都市環境の保全と改善、さらには生物多様性の保全なども含めました都市環境の創造にかかわる施策などについて記載しております。

まず、「快適な都市環境の確保に関する目標」といたしましては、21 ページの真ん中あたりにございますように、環境基準の 100%達成と、大都市としての生物多様性地域戦略の策定、この2つを目標として提言しております。

そして、この目標の達成のために、その下の「(1)都市環境の保全と改善」のところでございますけれども、これにつきましては 22 ページをご覧くださいなのですが、上の方の「今後の方向性」、ここの1つ目のポチにございますように、大気汚染などにつきましては、基本的には環境基準の達成などの現在の目標・施策を継続するということと、その次のポチにございますように、昨年9月に、新たに微小粒子状物質 PM2.5 の環境基準が設定されましたことから、これまでの粒子状物質対策を引き続き進めますとともに、国等と連携いたしまして

環境基準達成の対策を検討・実行することなどを求めています。

それから、水質につきましては、23 ページのちょうど真ん中あたり、「今後の方向性」というところで、1 つ目のポチのところでございますけれども、市民の水環境に対する印象というのが、水質の改善度合いに比べてあまりよくないこともございますので、水環境に対する印象の改善につながる施策の検討が必要であることを提言しております。

それから 24 ページへいっていただきまして、中段の「ヒートアイランド対策」のところでございますけれども、ヒートアイランド対策につきましては、この中段、「大阪市の現状」というところの1 つ目のポチのところでございますが、現在大阪市では、「ヒートアイランド対策推進計画」を作りまして、その中で「平成 32 年度までに年平均気温の上昇傾向を抑え、熱帯夜日数の増加を食い止める」ことを目標として対策を進めているところでございます。

そして、下段の「今後の方向性」のところ、1 つ目のポチにございますように、部会では現行の推進計画の目標を継続しつつも、大阪市が現在取り組んでおります風の道ですとか、ミスト散布などの施策をヒートアイランドの推進計画に盛り込みまして、取り組みを進めることを提言しております。

それから 25 ページでございます。こちらでは「都市環境の創造」でございまして、このうち、25 ページ上段の「緑・水辺空間の保全と創造」につきましては、下の方の「今後の方向性」のところ、1 つ目のポチにございますように、公園や民有地の緑化など、緑の基本計画に基づく取り組みの一層の推進を求めています。

それから 26 ページへいっていただきまして、点線の四角の下でございます。「生物多様性の保全と持続可能な利用」につきましては、まず、中段のところに「今後の方向性」、その1 つ目のポチのところでございますように、まず生物多様性につきましては、その概念が十分に理解されていないということで、生物多様性がもたらす様々な恵みについて啓発・教育する取り組みを進めてこれを発展させていくことを求めています。

また、2 つ目のポチのところでございますように、生物多様性の保全には、生き物の生息ですとか移動等のための「エコロジカルネットワーク」が重要なんですけれども、ネットワーク化にあたりましては、市域での生物多様性に配慮した緑化の推進とともに、27 ページの3 行目からのところでございますように周辺自治体との連携、さらには生駒山系や大阪湾、淀川などの自然資源も含めたネットワーク化について検討することを提言しております。

次に 28 ページでございます。「4 すべての主体の参加と協働」ということでお示ししておりますけれども、上段の「施策の考え方」のところの3 行目からございますように、環境教育

や啓発の推進とともに、市民や事業者が環境の保全・創造の行動に取り組みやすくする手法や仕組みなどの開発が必要であることを提言しております。

それから 30 ページへ飛んでいただきまして、(4) のところ「環境国際交流・協力」でございませうけれども、こちらでは「今後の方向性」のところの 1 つ目から 2 つ目のポチにございませうように、基本的には大阪市のこれまでの施策を継続することといたしますけれども、現在、温室効果ガス排出削減の新たな仕組み等が研究・検討されておりますことから、こうした情報を市民や事業者に提供して、例えば新たなビジネスの創出を支援することなどを述べております。

以上が第 1 部の内容となっております。

続きまして、31 ページからの、第 2 部 大阪市地球温暖化対策実行計画につきましてご説明させていただきます。この実行計画と申しますのは、31 ページの上段、「実行計画の位置づけ」というところの文章の中にございませうように、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づきまして、都道府県や指定都市などに策定が義務付けられたものでございませう。そして、その中では、地方公共団体の区域におきます温室効果ガスの排出抑制の目標ですとか、そのための施策などを定めることとされております。大阪市の場合、この実行計画が現在の地球温暖化対策の地域推進計画の後を引き継ぐものになります。

それから中段にございませうように、環境省では実行計画策定に関しましてマニュアルを定めておりまして、この中で点線の四角の中にございませう内容を盛り込むべきであることを示しております。こうしたことから、部会では第 1 部で検討されました内容ですとか環境省のマニュアルの内容を踏まえまして、市域における今後の地球温暖化対策として、具体化すべき施策などにつきまして検討を行っております。

次に 33 ページご覧いただきたいんですけども、ここでは「温室効果ガスの排出量と取り組みの状況」をお示ししております。33 ページではまず「世界の状況」ということでお示ししております。

それから 34 ページ、35 ページでは「わが国の状況」ということでお示ししております。なお、わが国では、この 35 ページの点線の四角の囲みがございませうけれども、「地球温暖化対策基本法案」が今国会に提出される予定となっております、こちらにございませうような内容が盛り込まれる予定になっております。

そして、36 ページからは「大阪市の状況」を記載しております。市域の状況を簡単にご説明させていただきますと、市域の温室効果ガス排出量は、36 ページの上段の図 - 2 - 2 のところ

にございますように、現時点で最新データでございます 2006 年の排出量は、1990 年と比べまして 8 %減少している状況になっております。その理由といたしましては、その下、図 - 2 - 3「部門別の CO₂排出量の推移」がございますが、その右の表をご覧くださいいたいたいですけれども、その中で 1990 年と 2006 年のデータを見て、どの部門が 1 番よく落ちているのかということで、産業部門、これは製造業のことでございますけれども、この排出量の削減が非常に大きいということで、これが効きまして 8 %減になっております。ただ、業務部門、これはオフィスとかでございますが、こういった部門ですとか、家庭、こちらにつきましては排出量が増えてきていることをお示ししております。

それから 38 ページでは、大阪市のこうした排出量を他の政令指定都市の状況と比べたらどうかをお示ししております。他の都市を見ますと大体増えているという傾向があるようでして、大阪市は減ってきているんですけれども、ただ、部門別の排出量の割合を見ますと、大阪市は、ちょうど下の「また～」以降の段落のところに書いておりますけれども、業務部門と家庭部門を足しました割合が大体 50%ぐらいということで他都市よりも高いというようなことで、このへんが特性であるということを示しております。

部会では、こうした市域の排出状況や特性なども踏まえて、検討いたしまして、温室効果ガスの排出削減目標、それから目標年次ということで定めております。

40 ページをご覧くださいいたいたいですけれども、実行計画では、この削減目標を短期・中期・長期の目標として定めることにされておりますので、この 40 ページの上段からございますように、短期目標といたしましては、現在大阪市では政策推進ビジョンで「2011 年度までに、90 年比で 10%削減」ということを目指して施策を進めておりますのでそれを踏襲することといたしまして、中期目標といたしましては、中段にございますように「2020 年度までに、90 年比で 25%削減」を目指すべきということにしております。それからこの 25%の削減目標でございますけれども、後ほど説明いたしますけれども、真ん中の二重線の囲みの下、4 行目のところからございますけれども、国では国民の合意を形成できる限界と考えられる対策を設定した場合の削減可能量の検討というのが行われているわけなんですけれども、この検討で用いられました対策を基本として、大阪市で対策を実施した場合を想定しますと、90 年比で 20%以上の削減が可能と考えられるということで、これに他の施策も組み合わせて実施することで 25%削減は可能である、そういったことをお示ししております。

また、長期の目標につきましては、下段にございますように「国の長期目標に準じて設定」することが適当ということにしております。

それから 41 ページからは、「市域における排出削減の取り組み」ということでお示しております。内容といたしましては、実行計画に盛り込むべき内容、マニュアルの中で定められている項目につきまして、第 1 部でお示しました施策の方向性なども踏まえて記載しております。

第 1 部と重なる部分も多いので簡単に説明させていただきますと、まず 41 ページ中段の「(1)再生可能エネルギーの利用促進に関する施策」では、太陽光発電の普及拡大のための推進策などの内容をお示しております。

それから 43 ページへいっていただきまして、「(2)市民・事業者の省エネルギー等の促進に関する施策」では、このページの下から 2 番目のポチ、下から 7 行目のところでございますけれども、エネルギー消費実態を見ると、商業施設では照明、家庭では給湯のエネルギー消費の割合が大きいことから、こうしたエネルギー消費の大きい分野を対象に効果的な省エネルギーの取り組みを進めるべきであることを提言しております。

それから 44 ページへいっていただきまして、下段の「(3)地域環境の整備の促進に関する施策」でございますけれども、45 ページの 1 番上の「今後の方向性」のところ、1 番上のポチのところの文章中にございますように、エネルギービジョンの策定などによりまして街区レベルの開発における環境配慮の充実を提言しております。

それから 46 ページへいっていただきまして、「(4)循環型社会の構築に関する施策」でございますけれども、の「今後の方向性」のところ、1 つ目のポチ、それから 2 つ目のポチのところがございますように、環境教育等の推進による分別排出の促進ですとか、排出事業者等と連携・協働した事業系ごみの減量推進を提言しております。

それから 47 ページ「(5)市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に関する施策」では、大阪市役所は、これまでも進めてきました CO₂等の排出削減の取り組みを一層進めるべきであることを提言しております。

それから 49 ページでございますけれども、こちらにつきましては、「地球温暖化対策の条例化」について提言しております。部会では、最上段 1 番上のポチのところがございますように、温室効果ガスの排出削減にあたり、個別施策の実効性を確保し推進するため、条例の制定について検討する必要があるとしておりますけれども、現在、国において様々な方策が検討されていることもございますので、条例化につきましては、こうした国の動向ですとか、市内企業の負担等についても考慮して検討すべきとしております。

以降、条例に制定する際のポイント、盛り込むべき内容等についてお示しております。

以上が第2部の概要でございます。52ページに飛んでいただきまして、52ページでは報告書全体の「おわりに」ということございまして、5行目からございますように、特に低炭素社会の構築につきましては、市民の意識はもちろん、社会構造自体の大きな変革が不可欠でありまして、そのための取り組みを今から段階的に進めていく必要があること、そして大阪市には、新計画の策定にあたっては報告書の内容を着実に反映し、今後の取り組みを速やかに開始するよう提言しております。

以上が本編でございます。53ページからは参考資料でございまして、53ページから55ページまで「大阪市における主な地球温暖化対策」ということでお示ししております。

それから56ページから、先ほどの大阪市の2020年の削減目標、90年比で25%削減可能であるということをご説明申し上げましたけれども、その検討のために大阪市で行っております試算結果についてお示ししております。この削減可能量の試算といえますのは、先ほども申しました国のマニュアルに沿った手順で実施しておりますけれども、マニュアルでは、まず新たな対策を想定せず、対策については現在のレベルを固定した形で、2020年までの社会経済の状況で排出量がどういふふうになっていくのかということで、それを「現状趨勢ケース」というふうに呼んでおりますけれども、この現状趨勢ケースについて排出量を算出することとされております。

大阪市では、大阪市の総合計画であります、「大阪市基本計画」に示されました将来見通し、この56ページの真ん中あたりの点線で囲っているところなんですけれども、こちらをもとに、この現状趨勢ケースを推計いたしまして、56ページの下の方の1番下、真ん中あたり「2,066」という数字がございまして、2020年には今の対策レベルで固定して社会経済のトレンドを加味し考慮しますと、2,066万トンぐらいの温室効果ガス排出量になるであろうと推計しております。2006年度の排出量はその左側にございまして、2,099万トンですので、あまり変わらないレベルになると推計しております。

それから57ページでは、市域の「削減可能量の算定」ということで算定を行っております。この削減可能量では、国のマニュアルでは対策を実施することで現状趨勢ケースから削減することができる排出量と位置づけられております。57ページの上の方の文章にもございまして、国では昨年の夏にわが国の温室効果ガス排出削減の中期目標を設定する際に、国民合意が形成できる限界と考えられる対策を国内で導入した際の削減量を試算いたしまして、その結果をもとに「2020年に2005年比で15%削減」という目標を公表いたしました。これは旧政権下での目標です。現在、国が示しております25%削減目標、これは「2020年までに90年比で

25%削減」ということでございますけれども、国内対策、「真水の対策」と言われている部分でございますが、その「真水の対策」と海外から排出量取引とかで削減量を移転させる、その割り振りがまだ現時点では明らかになっていないということですから、この「2005年比で15%削減する」という目標を設定する際に示された対策の内容を基本といたしまして、これを市域で適用した際のCO₂等の削減可能量を試算しております。

そして、この国が設定いたしました対策は、省エネ性能の非常に高い機器・設備を、国民や企業に対して更新を法的に強制する一歩手前の政策を実施することで、最大限の普及を実現するための対策であるというふうにされております。

市域の削減可能量でございますけれども、この表の下から2段目のところでございますが、「280万トン」ということになっておりまして、この280万トンが現状趨勢ケース、先ほどの「2,066万トン」という数字でございますが、それから差し引くということになりますので、そうなりますと「1,786万トン」ということになります。この「1,786万トン」という数字は、1990年度の排出量から22%削減されたものとなっております。部会では、この22%削減に加えまして、この報告書に記載しました他の施策を進めることでさらなる削減が期待できるということで、25%削減は可能と提言しております。以上がこの試算の内容でございます。

また、58ページ・59ページでは諮問文、60ページでは審議状況、61ページでは部会委員名簿ということでお示しております。

以上で少し長くなりましたけれども、部会報告の説明を終わらせていただきます。

池田会長 どうもありがとうございます。では、この報告について質疑をうけてまいりたいと思いますが、この「環境基本計画の改定」と「今後の地球温暖化対策のあり方」、両方とも非常に相互に密接にかかわっておりますので、全体を通じましてどこからでも結構でございますので、何か質問等ございましたらよろしくお願いたします。

岸本委員 いいですか。

池田会長 はい。岸本委員。

岸本委員 すいません、岸本でございます。それぞれの部会の中で今日まで検討・議論をされて策定をされましたことにつきまして、まず心より敬意を表したいと思います。

その上で、ちょっと私自身の理解不足な面がありますので、そのことを含めて少し質疑をさせていただきたいと思います。国が今言っております、これから基本法の議論は進められるんですけれども、いわゆる中期目標の25%削減は、主要排出国が、いわゆる持つてくるのが前提という組み立てになっているんですけれども、そのことと、この度大阪市さんとして目標立

てをなされる 25%との関係がまずどうなのか。具体的に申しますと、国のいわゆる国際的な議論の中で、その前提を逆にとんだ場合に、大阪市さんとしての 25%という数字が変化をするのかどうか、ということが 1 点目であります。

もう 1 つは、先ほどいわゆる趨勢ケースなどを用いていると検証なされており、あくまでケースに基づく想定で、例えば大阪の中で 1990 年比で 20%以上削減ができると考えられるというふうに中期目標の中でも表現をなされています。経済活動であったり、特に中小企業などにおきますと、こういう目標立て・総論はいいんですけども、各論で実行を起こそうとした場合に、いわゆるその企業であったり、あるいは雇用自身に大きく影響を及ぼす、さらには市民の生活にどの程度影響があるのかということがまさしく大きな問題であって、これからの市民理解であったり、市民との合意をいかに得ていくかという部分が非常に極めて大切であると思っております。条例化に向けた考え方についても、先ほどございましたように、市内の企業への負担についても考慮しつつ検討を進めるべきであると掲載されておりますので、そのことはそうであってほしいと思えますけれども、市民との関係でのいわゆる市民合意という部分についても、ぜひお考え方を盛り込んでいただきたいと思いますし、その点についての議論がなされたのであればまずお教えいただきたいと思います。以上です。

池田会長 事務局、お願いします。

馬越環境計画担当課長 はい。まず 1 点目でございますが、国の目標の具合によって、大阪市の目標が変わるのかということでございますが、まず最後の方で説明いたしました「削減可能量」というところなんですが、これは国が去年の夏に示しました時の対策のレベルを基本に、大阪市へ適用しましたらどれだけの削減が可能かということで計算したものでございまして、総合しますと 22%ということで 25%に近くなった結果でございます。これは、可能量ということでございまして、これがどういうふうに大阪市としての目標に結びつけるのかということは、この審議会の答申をいただきましてから市の方でも検討する必要があると思えますし、それから目標のところを書いておりますように、11 ページの真ん中あたりに先ほどの説明でも触れましたけれども、括弧書きのところを書いておりますように、「新計画の策定まで引き続き検討し、設定するのが妥当である」という表現がございまして、部会の中でも先ほど岸本委員のご指摘のような、これから目標がどうなるか、国の方でもどうなるかわからないというご指摘が出ておまして、その辺につきましては大阪市としましても、今後の動向を踏まえて目標を設定していきたいと考えております。

それから 2 点目、市民合意の点でございますが、この点も部会の中でいろいろ検討していた

だきまして、市民の合意というのは非常に重要だということで、そういう内容も踏まえまして、国の動向ですとか市内企業への負担というような記述が入っておりまして、大阪市の方で具体的にこういったこと、条例等やっていくというようなことになりましたら、もちろんパブリックコメント等の手続きも必要ですので、市民の方との合意を得るような手段、その辺につきましては十分考慮して進めていきたいと考えております。以上でございます。

池田会長 岸本委員、よろしゅうございますか。

岸本委員 はい。ありがとうございました。

池田会長 川嶋委員。

川嶋委員 川嶋でございます。計画策定部会、または温暖化対策検討部会ということで、合同部会 8 回ですね、出席させていただきました。先ほど委員の方からございましたように、私も市民の代表として、大阪市民 266 万、昼間人口が 377 万の代表として、いろんな発言をさせてもらいました。委員がおっしゃるように、市民や事業者の協働という言葉が全てに出てくるわけですね。非常にこれを、実行段階、もしくは何かインセンティブが無いかというようなことの発言もしてきたわけですが、今、今回のこの大阪市環境基本計画の改訂については盛り込んでないわけでございますけども、できましたら、これからはありますので、市民・事業者のいろんな協働ということで、何か市民にとって、協力しながら働いたときには市民にはこういうメリットがありますよ、ということをお示しされた方がいいんじゃないかなというように考えているわけでございます。そのことで私は、市民の中で 1 番密着しているのは大阪市の振興町会、要するに皆さん入ってます町会ですね、約 150 世帯に 1 町会でございます。こういうところが、先ほどのごみゼロに対してもそうですけども、非常に浸透してきているというように、ぜひこういう振興町会だとか、また、私もその町会の中の役員をやっておるんですけども、環境もですが、全ての局において、市民に対してやっぱり私益というのが少ないということで、じゃあ環境に協力したときに、市民にどういう受益効果があるかということ、ぜひもう少し、今回は盛り込むことができませんでしたが今後につきまして検討をしていただきたいと思います。と思っております。

池田会長 何か事務局からございますか？よろしいですか？

馬越環境計画担当課長 部会でも今の川嶋委員からのご指摘、十分伺っておりまして、今後答申をもとに施策というようなことになっていこうと思っておりますけれども、そのへんにつきましても検討させていただきたいというふうに感じております。

池田会長 今の川嶋委員のご意見では、いわゆる協働によるメリットを示してほしいとい

うことですか。

川嶋委員 そうですね、例えばその振興町会に補助金を出すだとか、現状ですね、振興町会、お金がないんですね。皆さんの1軒あたりにつき300円や400円集めまして、その中で運営しているという状況です。実際問題、動けないというのが町会の内容でございます。ぜひ、環境問題もっと進めようと思うのなら、やっぱり大阪市として、もう少し支援をしてほしいというようなことですね。とともに、頑張った市民には受益効果を上げてほしい、極端に言えば減税にしてほしい、こういう市民の代表としての声をお届けしたいと思っております。

池田会長 よろしいですか。

馬越環境計画担当課長 いろいろご意見あるうとは思いますが、例えば29ページとかご覧いただきたいんですけども、29ページのちょうど真ん中あたり、なお他の自治体ではエコポイントなどについて与える制度が実施されておりますけれども、制度実施には必要な費用確保などの課題があるということで、こういった課題について十分検討する必要があるというふうなこともまとめられております。こういったいろんな問題、課題等もございますので、ただいまご指摘いただきましたけれども、こういった点もあるということでご理解いただければというふうに考えております。以上でございます。

池田会長 川嶋委員、この報告の変更についてはしなくてもよろしいですか。今の29ページの真ん中あたりの文章なんですけれども。

川嶋委員 28、29ページというところは非常に重要だと思うんですね。やっぱり市民や事業者の方が協力しないと、この環境問題というのは、やっぱり成り立っていかないと。はっきり言いますと大阪市も財政難でございますので、例えば市民の方の協力あって初めて成り立っていくと、いい例がごみの減量問題です。ごみゼロ委員というのが町会にいらっしゃいます。それ以降ごみの分別というのがなされてきましたね、こういう方にはいろいろと頑張っていたくように町会でもお話しはしているんですが、より環境問題につきましてもそういう具体的な支援策を、ただ文章に書いてある内容じゃなくて、市民にはこうしてあげますよ、また振興町会にはこうしてあげますよ、そういう突っ込んだものがほしいなと思っております。

池田会長 今のご意見は、私、オブザーバーとして参加させていただいたときに川嶋委員が強くおっしゃった内容でございますが、ただ、この部会報告として、それにさらに言葉を追加すべきであろうかどうかということについてはいかがでしょうか。やっぱりすべきであるか、おっしゃった対応について市として十分認識していただきたいというようなことでよろしいのでしょうか。どちらなんでしょうか。

馬越環境計画担当課長 よろしいですか。

池田会長 はい。事務局。

馬越環境計画担当課長 すいません、例えば 14 ページ、またご覧いただきたいんですけども、例えばこちらの方でも上段に「今後の方向性」というのがございますけれども、「なにわエコライフ」省エネ活動ということで、今は CO₂ どれくらい減ったのかというようなことで量的なものだけなんですけど、例えばそれで、電気代、ガス代とそれがどれだけ減るのか、参加者がより魅力を感じるような制度をというようなことですね、やはり川嶋委員がおっしゃられているように何か環境に優しいことをするというので、それがもたらす経済的なメリット、そういったものにつきましては、今後も市民の方にわかりやすく提供していく、そういう必要はあるとは考えております。そういうことで、この文章が入っております。ただ、直接的に補助とかというようなことになると、この環境基本計画の性格上、今後の施策の方向性ということで、少し無理な点もあろうと考えております。先ほどの 29 ページなりの表現、それから今の 14 ページのような記述ということでご理解いただきたいと考えております。以上でございます。

池田会長 それについていかがでしょう。

川嶋委員 はい。8 回の合同部会の中で議論してまいりましたんで、この内容で結構だと思えます。はい。

池田会長 大久保委員、どうぞ。

大久保委員 今、お二方の委員からご指摘がありましたけれども、この基本計画、それから実行計画に関しまして共通した効果の特徴というのは、事務局あるいは部会長からも強調されましたように「環境と経済の好循環」というものを正面から位置づけたということにございます。温暖化対策をはじめといたしまして、環境対策というものを負担コストと捉えるのか、それとも新たなビジネスチャンスとして捉えるのか、という姿勢あるいは考え方の問題が 1 つございます。温暖化対策について申しまして、先ほど出ました国のマニュアルを見ると、省エネのように対策を打つことによって経済的にも得するもの、費用がとんとんになるもの、それから少なくとも短期的には新たな経済的な負担がかかるものというふうに 3 分類されています。必ずしも温暖化対策、あるいは環境対策を打つことが単なる事業者さん、あるいは市民の負担をもたらすものではない。よい環境という利益がもたらされるということはもちろん、経済的なサステナビリティ、あるいは社会的なサステナビリティという点についても、プラスの効果があるということを示したいというのが今回の計画の 1 つの特徴であるかと思えます。次

に、具体的な中身に関して言いますと、確かにコミュニティレベルの取り組みに関しましては川嶋委員がご指摘のように、おそらく環境部局だけではできないということもあって、ここに十分書き込まれていないかもしれません。けれども、これは基本計画の基本的な方針を示している、基本計画自体はこれから策定されるものです。29 ページについて、先ほど、事務局の方から丸ポツの3つ目に関してお話がありましたが、むしろ1つ目の「今後の方向性」の丸ポツの3行目に「地域で様々な環境保全・創造行動に取り組む市民・NPOなどを発掘し、連携・支援を行うことにより」という文章が盛り込まれておりますので、ここが川嶋委員がおっしゃられた主旨を斟酌したものであるというふうに理解しております。また現在、環境モデル都市に、全国の政令市、横浜・京都などがどうして手を挙げているのかということ、これはもう都市間競争が始まっているわけです。単に環境のためというだけではなくて、温暖化対策、あるいは環境対策というものを地域の活性化につなげていくという姿勢が明確に表れてきているわけです。今日ポスターを見ておりましたら、大阪市も、上海万博に、環境先進都市として出展されるということですが、これを機に、そのような観点から地域の活性化というもの、あるいは社会の活性化・再生を含めた視点でこの対策を具体化していくことが重要であって、そのためには、単に環境の部局だけではなくて、経済、あるいは都市計画といった行政の他の部局の姿勢・取り組みといったものも大変重要になってきます。それから両委員からご指摘がありましたように、事業者・市民との幅広い協働というものも大変重要な役割を担ってくるかというふうに思っております。以上です。

池田会長 ありがとうございます。他にありますでしょうか。はい、南委員。

南委員 38 ページの「部門別 CO₂排出量の他都市比較」という表を見てますと、大阪市の7%減量ということなんですけれども、これは結構なことだと思ってしまうんですけれども、CO₂は大阪市だけでは何も役に立たん、大阪市、大阪府のさらに広いとこ、単純に見て大阪市は7%、他全部増量ですね。これ、日本全体どうなってんだらう、大丈夫かなという僕自身は素朴な疑問です。それが1つ。ただプラスのとこばかり代表に出してんのかもわからないですけれども、日本全体でどうなってんかなというのが1つの私の疑問です。それと、もう1つ、まあ素人的な考えかも知れないですけれども、このCO₂総排出量は2,058万トンですか、これが市民一人当たりなんぼになると、それとか面積当たりなんぼになるとか、そういう比較もちょっと必要と違うかな、そのCO₂が薄いか濃いかなとか、そういう比較も、僕自身はちょっと必要じゃないかなという気はしました。それが大阪市ではどないなってんのかと。まあ、工場がたくさん抜け出たから少なくなったということもあります。そういうふうなこともそう

いう計算の仕方で行くんでわかってるん違うかなという気はしました。

それともう 1 つ、さっきの川嶋委員から、町内会に協働のための協力費って言うんですか、そういうふうなものを出したらどうやということもありましたけれども、それに反対することですけれども、私いつも思うんですけれども、家庭ごみを有料化した方が僕はいいいん違うかなと思います。というのは、1 つは市民がやっぱり自分たちが要するにこの環境問題に対する意識をきちり持たすという意味で有料化したほうがいいん違うかというふうに思います。そうするとそれがまた、さっきの川嶋委員の言うようなところへの財源にもなってくるん違うかなと思いますし、もらうばかりじゃまずいと思うし、やっぱり出すのも、それと出すというよりもやっぱり意識させることが大事だと思うですんよね、その方が。それがやっぱり家庭でやらんと会社でもやれないですよ。そういう意識を持たす意味で、やはり教育的な意味でも有料化したほうがいいん違うかと。この数字見てますと、廃棄物 59 ですから、先ほどでは 4 割ですか、家庭は。とすると、まあものすごい数パーセント程度の数字としては微々たるものかもわからないですけども、そういうことが教育的にもものすごい必要だと思います。そういうことをぜひ、本日、市会議員の先生おられますし、選挙民にええ顔ばかりやのうて考えていただけたらありがたいなというふうに私は思いますけれども、以上です。

池田会長 今のはじめのご意見に対して、何か市ではございますでしょうか。

馬越環境計画担当課長 それでは、はじめの方のわが国の状況ということでございますが、34 ページご覧いただきたいんですけども、34 ページの下のところ、表 - 2 - 1 というところで、全国の温室効果ガス排出量、それから部門別の CO₂ 排出量ということで示しておりますが、2007 年のわが国の排出量が出ておまして、その 1 番上のところでございますが、この間の経済の落ち込みですすね、2006 年度から見ますと 6.2% 減ってきております。ただ、その表の上の文章に書いておりますように、京都議定書で 90 年比で 6% 削減という義務があるわけなんですけれども、まだ排出量的には 1.9% 上回っている、そういう状況になっております。

深津事業企画担当課長 私、事業企画担当課長の深津と申します。ただいま家庭ごみの有料化ということで委員の方からご意見いただいたわけですが、大阪市の家庭ごみの現状をご説明申し上げますと、まずここ数年家庭ごみは確実に減ってきておる、特に 20 年の 1 月から、黒い袋から透明の袋ということで排出方法の指定の変更を行いまして、これ以降さらに、家庭系ごみの減量傾向が強まっておるという現状があるということでございます。それから、環境省のデータを見ますと、大阪市民一人当たりの排出するごみの量は、他都市と比べまして平均以下ということで、現状を見ますと大阪市民はかなりごみを出す量が少ないというデータが出

でございます。こういったことがございまして、今現在私どもとして先に取り組むべき施策としましては、残っております紙ごみでございますね、家庭ごみで多く出ております紙ごみにつきまして、重点的に減量施策・リサイクル促進策を組んでいくということで考えてございまして、このような施策を先にやって、今現在、普及啓発を進めておるわけですが、こういった減量施策を徹底的にやった上で、必要があればやっぱり家庭系ごみの有料化ということも、その先に考えとしてあるのではないかと今の時点では思っております。ですから、今の大阪市の家庭系ごみの現状を考えまして、まずごみ減量リサイクルを徹底的にやっていく、その上で有料化ということも当然のことですけれども検討していきたいと思っております。以上でございます。

池田会長 南委員、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、塚口委員。

塚口委員 1点だけお聞きしたいんですけども、「環境と経済の好循環」というこの基本方針を出していただいていることは非常に結構なことだと思うんですけども、こういったような流れでこの「好循環」を作り出していくのか、こういった議論が部会であったのでしょうか。これは環境基本計画ですから、その中にですね、私のお聞きしていることが記載されるというものではないわけですけども、単に「環境と経済の好循環」と謳うだけであれば、一般的な議論であると思うんです。部会の中でもう一步踏み込んで「こういうふうにすれば大阪市で実現性が高い」というふうな議論がもしあったのならば、次のステップにつながると思いますのでお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

馬越環境計画担当課長 非常に重いご指摘でございまして、部会でも、今、塚口委員ご指摘のような点は意見としていただいております、事務局としましては回答につきまして十分準備できてないんですが、15ページをご覧いただきたいんですけども、1番下のポチのところでございますが、大阪市では、臨海部、具体には夢洲とか咲洲とかの埋立地のエリアに環境エネルギー産業を誘致する方針を示しているわけなんですけれども、こうした取り組みを通して「環境と経済の好循環」を図っていこうということで今、大阪市の各局、頑張っているところございまして、これからいろいろ取り組んでいく、特にこれというふうな、委員ご指摘の回答にはなっていないかも知れませんが、こういう方向であるということでご了解いただきたいと思っております。以上でございます。

塚口委員 ともかく、環境対策を厳しくしていこうというふうになりますと、何がしか経済の重荷になるような受け止め方が強いわけですけども、決してそれはそうではなくて、特に大阪市にとってはビジネスチャンスになるんだというところをですね、明確に記載していた

できれば元気が出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

池田会長 大久保委員。

大久保委員 今、ご指摘のとおりでございます。部会の中で議論されたもう1つの例といたしましては国内クレジット制度の活用というものがあります。大阪市内には中小のオフィスがたくさんあるわけでございますけれども、大企業さんがそういうところに資金提供するというのが国内クレジットでございますので、そういったものをきちんと大阪の中で回す、少なくともよそに持っていけないようにする、むしろよそから引っ張ってくるということも含めて、こういうものの活用を図るべきというようなことが、例としては出てまいりました。

池田会長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。はい、中野委員。

中野委員 先ほどの非常に大きな意見に続いて、あまりにも具体的な意見ですが、16ページ、17ページを拝見しますと、CO₂削減の新たな仕組みづくりとしまして、東京都の排出量取引制度、2番目の新宿区などのカーボンオフセット、次に地球温暖化対策の条例化という3つの項目が挙がっています。例えばその前のところのCO₂25%削減という国の目標が変われば変わるかもしれませんというような、非常に大きなことが抽象的に書いてある割に、ここはずいぶん具体的なキーワードが出過ぎています。例えば「東京都の」とか、「新宿区などの」という、こういう地名が見出しで挙がってくるというのは、非常に主体性無く感じられます。例えば、よそにあった事例が直接出てくるような、ではなくて、例えば「東京都の排出量取引制度」を、「主要都市で行われている排出量取引制度」とか、例えば「新宿区などで」と書かないで、「カーボンオフセットを用いた取り組み」とか、そういう書き方にしないと、ここだけ具体的な事例が来ているのが非常に違和感があると思うんです。もう少し主体的にこういう制度を作って、もちろんこの文章はそのままでもいいかもしれませんが、「東京都がこうやってる」とか「新宿区がこうやってる」とか、そういう書きっぱなしのような感じはちょっとおかしいのではないかと思います。書き方、見出しの出し方とかもう少しご検討いただいた方がいいのではないかと思います。

馬越環境計画担当課長 今のご指摘、両部会の部会長、それから池田会長ともご相談させていただきまして、ちょっと考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

池田会長 ありがとうございます。はい、花田委員。

花田委員 はい。今の中野委員のご意見で、この17ページのところに、東京都の中でさらに2つ目のポチでしょうか、「東京都のようにその区域を対象とした制度の導入には、慎重な検討が求められる」となっているので、かえってマイナスのイメージになると思うので、そこ

のところもちょっとご検討いただけたらなというふうに思います。

というのが今の中野委員のご意見に対して付け加えることですが、そのもう1つ前の塚口委員の先ほどのご指摘でございます。それは、経済で、例えば環境対策を同じ土俵で加えるとコストとして意識されると。しかしながら制度そのものを環境に取り組み努力する者が報われる制度にするということによって、土俵自体が増えていくと。で、土俵が増えていけば経済全体としてはさらに活性化するとそういうふうな筋道ではなかろうかというような議論でございます。それで、それに付け加えまして、例えば1番最初のところで、「像」という、「低炭素社会」像とかそういうふうな二重括弧に入っている、例えば11ページをはじめとしてですね、「像」というところの1つ目に「すべての市民や事業者などが・・・高い意識を持ち行動している」という、そういう像を描くわけですが、この意識を持ちその後行動まで進めていくというときに、必ず必要になってくるのは街の姿とか、それから社会のシステムのあり方というものに踏み込んだ政策というのが必要ではないかというふうに考えます。それが先ほどの、土俵を増やしていくようなそういう社会のあり方につながっていくのかなというふうに思います。それで、ちょっとやっぱり全体的にどうしても仕方が無いかなとは思いますが、従来の施策をさらに進めましょう、みたいなことになっていて、例えば、24ページ見ていただきますと、ヒートアイランドのところで大阪市の現状というところで「風の道ビジョン」の検討ということですね。対策は非常に具体的でございます。で、検討からもう一步進んで、都市計画上も川を非常に利用して有効なヒートアイランド対策をとというのは、絶対に都市計画のところまで踏み込まないといけないと思いますので、そのあたりの積極的な今後のあり方が期待されるということが、1番最後には出てるんですね。52ページのところに、「社会構造自体の大きな変革が不可欠である」というふうに書いてくださっていて、ああ、こういうふうに書いてくださったな、とは思いますが、やはりそのあり方というのを示す上では、そこまで踏み込んだ、つまり、環境に限らず全ての部局の方が連携して進めていくということが必要であるというようなことを散りばめてはあるのですが、もう少し強く出るとよかったのかなというふうな印象を、ずっとご説明をお聞きして持ちました。塚口委員へのお答えになっていたかどうかよくわかりませんが、私の考え方としてはそういうことでございます。

塚口委員 どうもありがとうございました。

池田会長 今のよろしいですか？

塚口委員 ええ。

池田会長 はい。西村委員。

西村委員 すいません、あの、「環境と経済」に引き続いて、花田先生が言われたので、私は、ヒートアイランドに関する研究をやっていて、この場にも山口先生というご専門の方がおられるんですけど、私はヒートアイランドについて、気象とかそういう分野ではなくエネルギー消費の観点から研究しています。部会でも発言しましたが、そういう環境と経済についてはトレードオフの関係がよく言われるんですけど、ヒートアイランドを中間といいますか、項目にはさみますとどうなるかと言うと、今出た 24 ページにもありますけど、人工排熱というのがよく取り上げられます。相対的には少ないんですけど、トピック的なことから温暖化にも関係してくるので今、発言しているわけですけど、エネルギー消費を減らすと必ず人間の活動に起因した排熱が減ります。そうすると排熱を減らすってということは、都市の気温の高温化抑制に多少なりとも寄与します。そのために高効率な空調機とか、それ以外にもヒートアイランド対策ですと、緑化、それとか高反射性塗料とかの導入が考えられますが、環境部門だけではなくて、大きく言いますと花田先生が言われたように都市計画になりますと、ヒートアイランド対策でも環境省だけではなくて、国交省にもキャスビーという建築物の総合環境性能評価制度があります。キャスビーはまず、新築物件から始まったわけですけど、スケールの大きい方は都市計画って言うか、地域レベルで周囲の環境にできるだけ影響を及ぼさないようなもの、一方では、戸建住宅まで入ってきております。そういう意味では、環境を良くすると別に金がかかるというのではなくて、個人、ビルのオーナーさんなり、戸建住宅、集合住宅の住民の方も、自分の環境を良くすることの中で、まあ、最初は導入費用がかかると思うんですが、自分だけではなくて周囲環境も含めて環境改善に役立つ、そういうのが 1 点目あります。ですから、多少イニシャルコストはかかると思うんですが、それはやっぱりこういう基本計画みたいなのに、10 年とか、なんか都市計画になると 100 年くらい、まあ建築系の方がおられればわかると思うんですけど、そういう形で評価していくと、まあウィンウィンというわけじゃないんですけど、トレードオフの関係ばかりではないので。それと、大久保先生が言われたのかな、確か、「都市間競争」って話がありましたけど、私なんかエネルギー問題をやっている、都市でどうやって企業活動をやりやすくするかとか、まあ、こう、排熱を出さないようにするか、ヒートアイランドになるとやっぱり効率的な都市ということで、できれば山口先生が、コンパクトシティとかに詳しいので、逆にこの場で発言してほしいぐらいなんですけど、そういうことで別段、環境と経済って言うのがトレードオフの関係だけではないってことを申しておきます。それと温暖化対策って言うと、もう先行している都市はいくつかあります。なおかつ日本だけではなくて、いろんな制度が導入されつつあって、もう法律の中に RPS という新エネルギー

ギーを導入する制度、あと、カーボンクレジットもある程度の規模だと実際に導入してやっているわけなので、これらは今後の目標でなくて、今取り組まないといけないことですから、その辺は、こういう、羅列したんじゃないですかって指摘がありましたけど、そういう意味では事務局にですね、ちゃんと行ってほしかったのは、42 ページに「具体化すべき施策」というのがあって、そこなんですけど、いくつかは市民に要望するもの、それと私、事務局に言ってるんですけど、大阪市も大きな事業体であって、温暖化対策で言うと大阪市自身も事業対策を打たないといけない。その中で環境局関係のごみとか、環境局じゃありませんけど下水もあったりとか、それ以外にも区役所の庁舎とかを環境適応ビルにしていくとかいろいろ取り組みで、多少立て替え費用がかかるんですけど、最終的には省エネにもなるし環境性能も良くなるっていうのがありますので、これは総花的に言っているのではなくて、ひとつひとつはちゃんと押さえていくと確かな根拠があることを理解してほしいというのが意見です。

池田会長 どうもありがとうございました。他にございませんでしょうか。福永委員。

福永委員 すいません、先ほどから「環境と経済の好循環」という話が出てるんですけど、部会でも具体的にどうかという点、ずいぶんいろいろ議論があってそれほど具体的なものが出なかったんですけども、ただ6 ページを開いていただきますと、「大阪市の経済特性等と活用の視点」ということでまとめていただいております、これはこの3つだけに終わるかどうかちょっとわかりませんが、この3つ、経済規模が指定都市中最も大きいとか、あるいは昼間の人口が大きく、ということは事業所数が多いとか、あるいは住宅の新築着工件数が指定都市中最も多いとか、こういう点を利用することが、1つの環境と経済の好循環に結びつくんじゃないかという議論があったということをつけ加えておきたいと思います。

池田会長 どうもありがとうございます。時間もだいぶたっておりますけれども、よろしいですか。

池田委員 池田です。この答申の内容というより、これが最終的な決定にまで至るプロセスの中でのことに関することだと思っておりますけど、市民の立場で言いますと、大阪市が今やっている施策というのは何かの機会で見ることができるとは思いますが、大阪市がこれからどういうことをやっていこうとか、あるいはどういうふうを考えてるかということを知ることが術は無いわけですね。そして、それを一番はじめに知るとするのはパブリックコメントの募集ということだと思っております。ですから、いろいろ今パブリックコメントを募集してますよということを、市政だよりとかホームページに出されているんですけども、もう少しやっぱり市民がわかりやすいようにするというのと、そしてそれからどういうパブリックコメントが出て

きたのかということ、やはり市民に知ってもら、そういうことで、市民が自分以外の市民の人がどういうことを考えているのかということが相互に分かり合えるはずだと思うんですね。ですから、川嶋委員からもいろいろおっしゃいましたけども、やはり市民が協働して同じような方向に向かっていくということ、非常に大切だと思います。大阪市としては、例えばホームページで公表してるということはおっしゃるかもしれませんが、誰もがホームページを見れる環境にあるわけではないので、何か市民にももう少しうまく伝える方法をぜひ考えていただきたいと、そういうことをお願いしておきたいと思います。以上です。

池田会長 どうもありがとうございました。非常に意見をたくさん出していただいて、どうもありがとうございます。もう1つか2つ、お願いします。山口委員、先にどうぞ。

山口委員 私は57ページの表の、こういうことをやれば22%減ると、もう少し他にやれば25%いけるよということで、その論理から目標を、中期目標として25%って出されたと思うんですけども、ここも多分国が言っていると思うんだけど、たとえばこれは全部実現可能性っていうのは部会でどの程度検討されて、これは実行できるよということで25%という目標が出されたのか、これ読んでみたらものすごく難しそうに思うんですが、その辺はどういう検討をされたんですか。

池田会長 事務局。どうですか。

馬越環境計画担当課長 おっしゃられてます通り、非常に高いハードル、かなり困難はあろうと思うんですけども、やっぱり先ほどの少し回答しましたけれども、国の方で言って、こういうふうな目標ということで示されてるということで、それを大阪市で適用した場合の削減可能量ということで、そういう観点から・・・。

山口委員 それは結局、今後こういう、なんて言いますか、実行計画みたいなものとして正式に出る場合ですね、その場合どういうことになるんか知りませんが、先ほど西村さんおっしゃったように、国の目標が変わってしまったときでも、大阪は25%でいくつもりですか、ということです。それをまた国が変わったから変わるって言うようなことは、これをこの審議会で承認してしまったら、そういうこと可能なんですかね。ということが心配で、今日これ承認したらこれで決まりになるんですか。それともまだもう少しいろいろ検討されるんですか。

馬越環境計画担当課長 目標につきましては、これはあくまで削減可能量ということでございまして、また今後、委員ご指摘の通り、国の動向なども踏まえまして、十分検討していきたいと考えております。この削減可能量は国が示した対策を市域で適用した場合にどれぐらい

減るかということで、理解いただきたいと考えております。

池田会長 川嶋委員。

川嶋委員 先ほど 38 ページの「大阪市域の CO₂ の現状排出量の特性」というところで、上のほうから 4 行目ですね、「大阪市では、業務や家庭部門の排出量が占める割合を合計すると、現状でも 50% 近くと、政令指定都市の中でも高い」というようなことです。で、私、一市民としまして、ぜひ広報活動をやっていただきたい。その後 39 ページのところに、家庭における内容は、これは白書をもとに作成してますね。出来得れば、大阪市がどうであるかと、例えばエアコンはどうだ、照明はどうだというのが具体的にあった方が市民はわかりやすいと思いますんで、私、合同部会の委員として今よく見てみますと、「白書」よりも「市」の方がいいんじゃないかというようなことを思いますんで、お願いします。

池田会長 どうもありがとうございました。相当たくさんご意見いただきました。これだけ内容が豊富であると奥が深いということでございますが、あの、いかがでございますでしょうか。皆様、この報告書の内容について、了解いただけましたでしょうか。いかがでしょうか。

大久保委員 すみません、いいでしょうか。

池田会長 はい。

大久保委員 今、山口先生がご指摘されたところ、やはり先生がご心配されていらっしゃると思うので、もう一度だけ確認しておきます。11 ページの方で国と同様に但し書きをつけておりまして、今回 25% と出したものが固定されるわけではないということについてはここで担保しているというのが部会の見解であるというふうに理解しております。

山口委員 どれですって？

大久保委員 11 ページの「低炭素社会の構築に関する目標」の部分の、最初のマルの括弧の・・・

山口委員 ああ、「流動的な要素が多いために引き続き検討する」というところですか？

大久保委員 はい。

山口委員 これは結局、表にはっきりその目標値が 25% と短期・長期と書いてますね。そこがえらく目立つんですよ。40 ページのこれ。それでこの 25% というのが実はそういう条件がついてますよということがわかるようにしとかなないと、これが一人歩きしやしないかという気が僕はしますね。

馬越環境計画担当課長 ただいまのご指摘を踏まえまして、また両部会長と会長と検討させていただきます。

池田会長 どうもありがとうございます。他にも申し訳ありませんでしたら、これでこの内容について、先ほどの今の話の件でございますけれども、一部修正の上、了解していただいたと理解してよろしゅうございますでしょうか。はい。どうもありがとうございました。

それではこの報告書を一部手直しということで、一通り質疑が終わりましたので、今後の取り扱いについて決めてまいりたいと思います。

本日出されました意見を受けて報告書の一部修正と、それを踏まえての審議会報告につきましては、私と両部会長にご一任いただいて、後日、私から市長に「大阪市環境基本計画の改定について」及び「今後の地球温暖化対策のあり方」についての答申を行いたいと存じます。結果につきましては、後日、事務局から「答申書」等を委員の皆様あてに送付することとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

各委員 はい。

池田会長 どうもありがとうございます。私もオブザーバーとしてその部会に出席しましたけれども、何回もの検討部会で非常に多くの、それぞれ各部会、毎回やられるたびに多くの貴重な意見が出されまして、それらをまとめていただいたということでございます。で、部会委員の皆様方には大変ご苦勞様でございましたし、非常にご努力いただきましてありがとうございました。ここで御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議案につきましては、そのように扱わせていただきたいと思います。

池田会長 では、次の報告事項に移ります。まず、「傍聴要領の改正について」事務局よりお願いいたします。

馬越環境計画担当課長 はい、それでは簡単に、資料2「『傍聴要領』の改正について」ご覧いただきたいと思います。まず「資料2」と書いております方のページでですね、傍聴要領の改正について新旧対照表でお示ししております。この表形式の右側が旧の内容、左側が新の内容ということになっております。

本環境審議会では、平成9年に本日のような全体会の公開について決定いたしましたけれども、その際に、傍聴に来られた方に受付で住所・氏名・連絡先を記入してもらうことにしております。それを傍聴要領の内容に記載しております。この現行の1の(1)のところですね、こういう内容で旧の傍聴要領にはございました。しかし、現在いろいろ状況が変わっております。個人情報保護条例でも「個人情報の収集は、事務の目的達成に必要な範囲とする」ことが定められております。こうしたことから、審議会といたしましても傍聴者の個人情報の収集の必要性が無いということから、先ほどの個人情報収集に関する規定を削除するということに

いたしました。

本審議会の規則で、審議会の運営について必要な事項は会長が定めるということにされておりますので、この規定に基づきまして、先日池田会長にこの傍聴要領の改正についてご了解いただきましたので、本日の審議会から新しい傍聴要領の内容で対応しております。その新しい傍聴要領、裏面につけておりまして、本日の傍聴に来られております方にはこの内容でお示ししております。以上報告させていただきます。

池田会長 どうもありがとうございました。私の方で既に本件につきましては、了解しておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の2つ目の報告事項であります「大阪市環境白書」の報告を事務局から簡単にお願いいたします。

西山環境保全部長 環境局環境保全部長の西山でございます。座って説明させていただきます。

あちらにスクリーンがございますけれども、少し小さいものですから、お手元の資料3に同じ内容を示しておりますので、ご参照をお願いしたいと思っております。

まず、大阪市の環境白書でございますけれども、先ほどもありましたが「環境基本条例」の第9条に基づきまして、本市の環境の状況、また環境の保全及び創造に関します施策並びにその実施状況等を明らかにしました年次報告書でございます。この内容につきまして、毎年本審議会にご報告をさせていただいております。

総論の第1章ということで、本市が重点的に取り組んでおります環境施策でございます地球温暖化問題、ヒートアイランド問題、ごみ減量問題につきまして今から説明をいたします。

まず、「地球温暖化への対応」でございます。わが国におきましては「全ての主要国の参加による意欲的な目標の合意」といったものを条件に、2020年におけます温室効果ガスの総排出量を1990年から25%を削減する方針が示されております。

大阪市では、この間、温室効果ガスの排出量が減少傾向にございまして、現在の「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げました平成22年度の目標を既に達成しましたことから、「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」におきまして、平成23年度までに平成2年度比で10%削減する目標を掲げまして、新たな施策を進めることといたしました。

「太陽光発電の補助制度」でございます。平成21年度におきまして、市内の住宅や事業所に太陽光発電を設置されます方を対象としまして太陽光発電補助制度を創設いたしました。この制度は、1kWあたり10万円を補助額としまして、戸建住宅につきましては40万円、事業

所等につきましては200万円を上限としました、国の補助制度と併用することができるものでございます。当初は、本年の1月29日までを申請の受付期間としておりましたけれども、非常に好評で、昨年11月末には予算額を上回りましたため受付を終了しております。この間の受付によりまして、この補助制度を使いまして住宅や事業所に設置されました太陽光発電の導入量は1,680kWとなっております。

次に「ライトダウンキャンペーン」でございます。平成15年度から環境省が実施しておりまして、本市では当初からこのキャンペーンに賛同しております。今年度は一層の取組みを進めますために、6月21日、7月7日の両日に、本市関連施設などにおきましてライトダウンを実施したところでございます。このライトダウンキャンペーンにご参加いただきました施設は126施設に及びまして、ライトダウンによりまして省電力量は9,613キロワットアワーとなっております。

次に「ヒートアイランド現象への対応」でございます。ヒートアイランド現象によりまして都市の高温化を示す指標の一つとしまして、一日の最低気温が25℃以上となった日数を示しております。スライドにございますように、これは近年増加傾向にございます。

こうした事態へ対応しますため、これまでもヒートアイランド対策としまして、緑化などの施策に取り組んでまいりましたけれども、本年度から公共施設におきまして、身近で親しみやすいサツマイモやゴーヤなどのツル性植物を使いまして緑のカーテン・カーペットづくりに取り組んでおります。この効果でございますけれども、建物の緑のカーテンで覆われている部分と覆われていない部分の表面温度を比較しますと、約10℃の差があることがわかります。このような効果を「見える化」することによりまして、より一層緑のカーテン・カーペットを積極的に普及してまいりたいと考えております。

次に「大阪市ミスト作戦」でございます。平成19年度から実施しておりまして、本年度は水都大阪2009の取組みも含めまして、市内13ヶ所におきまして水道システムを使いましてミスト作戦を実施いたしました。平成20年度からは市民との協働の取組みとしまして、ドライ型ミスト散布に係ります水道料金の減免等のサービスを提供する「大阪市水道局・ドライ型ミスト装置導入サポート制度」を実施しております。

また、本市では、「風の道」といった取組みも進めてございます。スライドにございますように、市域の気温調査では、海風の影響で臨海部が内陸部に比べまして気温が低く、ヒートアイランド現象の緩和には、この大阪湾から吹く涼しい海風を都心部へ誘導することが効果的でございます。そのため「風の道ビジョン」を構築するため、長堀通をモデル地区としまして、

緑化や遮熱性舗装、道路散水等々、関係局と連携し検討を進めております。

次に「ごみ減量への対応」でございます。本市では、市民・事業者の皆さま方と連携・協働して、積極的に各種取組みを進めてまいりました。その結果、本市のごみ処理量につきましては、平成 20 年度に現在の「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成いたしましたので、より一層のごみ減量・リサイクルに向けまして「平成 27 年度までに 110 万トンまで減量する」ことを新たな目標とする計画を現在策定中でございます。

この「ごみの減量の推進」につきましては、『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』の市民協働で取り組む 3 つの重点課題の一つでございます。

主な取組みをご説明いたしますと、まず、ごみ減量やリサイクルの意識を高め実践していただきますため、ごみ減量市民フォーラムの開催、また事業者リサイクルコンテストなどを実施しております。

資源集団回収活動の活性化を図りますため、資源集団回収団体への奨励金などを回収量に応じて段階的に引き上げております。また、回収地域を定めまして、指定した日に各家庭が古紙を出しまして回収業者が直接回収するといいました新たな回収方式のモデル実施を行っておりでございます。紙パックや乾電池などの回収についても、これまで以上に回収場所の拡大を進めております。

さらに、ごみ処理量の 6 割を占めております事業系の廃棄物の減量を図りますために、焼却工場への搬入物のチェックを強化しますとともに、個別に適正処理方法の啓発・指導を行っておりでございます。

次に、その他の大気汚染、また自動車交通環境対策等をご説明いたします。こちらにつきましては申し訳ございません、予定しておりました時間がきておりますので、項目のみを申し上げさせていただきます、説明に代えさせていただきますと思っております。

まず「大気汚染の状況」でございます。これは先ほどもございましたけれども、二酸化窒素・浮遊粒子状物質につきましては、全測定局で環境基準に平成 20 年度に適合いたしました。

次に、「自動車交通環境対策」でございますが、このような大気汚染問題対策を引き続き強化いたしまして環境基準の維持・達成を図ってまいります。

次に「本市のアスベスト対策」でございますけれども、アスベストにつきましては平成 17 年に大きな問題となりまして以降、本市といたしまして基本方針を策定し、進めておるところでございます。

次に「水質汚濁の状況」でございます。水質汚濁につきましては、本市では下水道が 100%

整備されてございますが、なかなか府下等では進んでおりません。こうしたところ、国や大阪府及び上流域の自治体とも連携して対応してまいりたいと考えておるところでございます。

「ダイオキシン類」の問題でございます。ダイオキシンにつきましては、水質、底質につきましては、一部、環境基準に不適合でございますけれども、関係機関と連携しながら対策を進めてまいりたいと考えております。

「都市公園の緑化」の問題でございますが、現在は市民1人あたりの公園面積が3.52平方メートルに至るまで整備を実施できたところでございます。

次に「市民との協働等」でございますけれども、すべての主体の参加が必要でございます。市民一人ひとりの環境に配慮した生活や取り組みが必要ということでございます。例えば次のスライドにございますように、環境学習センターでは様々な取り組みを繰り広げておまして、平成20年度の入館者数は、29万3千人を超えるようなご来場者数でございました。このような施設を活用して、より環境学習に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「なにわエコライフ認定制度」ということで、環境家計簿を使いまして「なにわエコライフ認定事業」を実施しております。

次に、市民、環境NPO、事業者、行政が一緒になって地球温暖化防止活動を推進していく体制としまして設立しました「なにわエコ会議」は、「エコライフ」、「環境教育・啓発」、また「環境に配慮した企業活動」といったことをテーマとしまして実践活動を繰り広げておるところでございます。

次に、「庁内での自らの率先行動」ということで、「大阪市庁内環境保全行動計画」に基づきまして取り組んでおるところでございます。今後とも、市民・事業者・行政の協働のもと、環境行政の推進に積極的に取り組んでまいりますので、環境審議会の委員の皆様のご指導とご支援を重ねてお願い申し上げまして、簡単になってしまいましたけれども私の方からの説明とさせていただきます。

池田会長 どうもありがとうございました。ただいまの報告事項でございますが、何かご質問がございますでしょうか。はい、池田委員。

池田委員 報告を聞かせていただきまして、好ましい方向に進んでいくかなという印象は受けました。ただ、政策を実施して成果が上がった場合、それでよかったということに満足せず、ぜひその成果が上がった理由・原因を分析していただいて、他の施策に反映させていただきたいと思います。それからこの中で例えば改善すべき点、あるいは課題、あるいは問題点が出てきたのでしょうか。そのへんがあれば教えていただければと思います。以上です。

西山環境保全部長 お答えさせていただきます。最初の前段のご意見につきましてはもっともでございますので、そのようにさせていただきたいと考えております。

それから今後の課題等でございますけれども、これは先ほどの環境基本計画の改訂のところでご説明いたしましたけれども、大きな新たな課題が先ほどの報告の中にもございました。そういう新たな課題、特に先ほどの資料で言いますと、5ページの図-1.1の方で環境基本計画の成果をご報告させていただき、課題ということで右の方に記述させていただいております。これらを計画的・総合的に解決いたしますために、審議会にもご意見をお借りしながら進めておるといところでございます。

池田会長 はい。では、他にございませんでしょうか。

川嶋委員 こういうことを聞くのは失礼かもしれませんが、事務局の方にお話しますけれども、私は平成20年8月1日からこの22年の7月末まで、市民代表ということで委員にさせていただきました。とりあえず大阪市の環境基本計画をご提言いたしまして、失礼ですが7月までに審議会ございますか？

馬越環境計画担当課長 7月まで今のところは予定しておりません。

川嶋委員 ということは私どもの任期はこれで一応終わりということですよ。じゃあご提言でございますが、先ほど環境審議会の傍聴要領とかありましたんですが、実は私も合同部会で8回出席しました。その中で委員の先生方、皆さん忙しいです。それから専門委員の方もいらっしゃいます。欠席の方がいらっしゃるんですね。私も市民代表の池田さんも、当初代表になる時に「ぜひ出てくださいよ」と、「欠席がないように」と、「昼間でも出れますね」ということで了解を得て市民代表になっているんですね。じゃ、学識経験者の先生方にはどういう事を言っておられるのか。今日はずいぶん委員の皆さん多いです。実はかえり見ますと、第24回では11名です。かろうじて過半数いっている。で、25回は14名と。今日は16名というようなことですが、局長に聞いてみたいんですが、選出方法ですね、この大阪市の環境審議会の会則で言いますと、再任できるんですね。学識経験者の先生方、各部会の専門委員もしくは委員でですね、ご欠席なさる方になっていただかない方がいいんじゃないかと老婆心ながら思うんですが、ご意見を。

檜垣環境局長 各審議会の委員、本当に多人数でございまして、もともと、かなり余裕を持って日程調整しておるんですが、止むを得ず、例えば当日欠席になられる場合があるとか、当初予定されてなくて急遽欠席になる場合があるとか、当然先生方、もともと出席したいというご意向をそれぞれお持ちでございますが、そういったご自分の意志には反した状況がある中

で欠席されておられるということでございますので、そのことのみをもって次回ということにはなかなか難しい部分があるのではないかと考えております。今後とも出来るだけ日程調整につきましては幅を持って進めないと、前もってある程度皆さん方から、自由になかなか選びにくい状況でございます。やはりこの日でないといけないという我々の事情もでございます。そういったことも踏まえまして、やはり相互的に考えていきたいと思っておりますので、その点よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

池田委員 すいません、審議会7月までないということですので。私も川嶋委員と同じで20年8月から委員としていろいろ意見を申し上げてきました。その中で感じたことを1つだけ申し上げておきたいんですが、1番たぶん年とっている私が、こういうことを申し上げるのは変なことかもわからないんですけども。

今、環境計画をいろいろ策定するとき、例えば10年先、20年先、あるいは30年先の大阪市の環境がどのようにしていったらいいのかということを中心に議論していくわけですね。そしたら、例えば現在60歳の方であれば、10年経てば70になりますし、20年経てば80ということになりますし、たぶん私もあと10年とか15年経ちますと平均寿命が来ますので、そういうことを審議する中に、私やっぱり10年、20年経ったときに大阪市の主役である若い人がこの審議会に参加しているんな意見を言う機会が無いのが、どうもおかしいなと思っております。選出される時にいろんな条件があってそうかもわからないんですけども、私は今20代、30代、40代の方が、ぜひこの審議会の中に少なくとも何人かは入れると、そういうメンバー構成をぜひ条例なり検討していただいて定めていただきたいと思います。そうしないと、今もちろんなんな意見を言っていておりますけども、やはり10年先、20年先に1番今のを上手に進めてその成果を受けるのはそういう世代だと思うんですね。ですから、ぜひ若い世代をこの審議会に参加できるようにお願いしたいと思っております。以上です。

池田会長 他にございませんでしょうか。もしなければ、これで本日の議事は終了したいと思っておりますよろしゅうございますでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

皆様方のご協力で、少し時間超過しましたがけれども、終わることが出来ました。どうもありがとうございました。

司会 池田会長並びに委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これもちまして、第26回大阪市環境審議会の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。